

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	認可地縁団体印鑑の廃止		
根拠法令及び条項	蓮田市認可地縁団体印鑑条例第6条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） （登録廃止の申請） 第6条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該認可地縁団体印鑑の登録を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。 2 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該認可地縁団体印鑑を亡失したときは、直ちに前項の申請をしなければならない。 3 市長は、前2項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、当該認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。		
審査基準 設定年月日	平成6年10月1日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（7日） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
標準処理期間 設定年月日	平成6年10月1日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境経済部自治振興課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。